

令和元年5月20日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 井上 俊夫  
鎌倉市医師会副会長  
・公衆衛生担当理事 湯浅 章平

## 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長  
(公 印 省 略)

### 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「法」という。平成30年7月25日公布)が平成32年4月1日に全面施行されますが、その前段階として、学校、病院、児童福祉施設及び行政機関庁舎など(以下、「特定施設」という。)の施設で、平成31年7月1日から敷地内禁煙などを定めた規定が施行されます。これに合わせ「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)を一部改正しました。(平成31年3月22日条例第28号)

これにより施行日以降、上記の施設では条例で規定する屋内喫煙所の設置はできなくなりますのでご注意ください。

ただし、屋外の喫煙場所(健康増進法で定めた要件を満たす特定屋外喫煙場所)の設置は可能です。また、施設内の住居などプライベートな居住場所については、規制の適用除外となります。(病院などの治療を目的とした個室は規制の対象です。)

つきましては、関係施設におかれましては適切な対応についてよろしくお願いいたします。

### 〔詳しくはつぎのホームページ等でもご案内しておりますのでご覧ください。〕

- 「条例の一部改正(2019年7月1日施行)について」  
「県HP」→「かながわのたばこ対策」→「条例の一部改正(2019年7月1日施行)」<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f6955/>
- 「改正健康増進法について」  
「厚生労働省」→「なくそう!望まない受動喫煙」webサイト  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>
- 「健康増進法の一部を改正する法律の概要や法令・通知」  
「厚生労働省」→「受動喫煙対策」サイト  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 「厚生労働省の健康増進法の受動喫煙対策に係るコールセンター」  
電話 03-5539-0303(受付時間9:30~18:15(土日・祝日は除く))

<添付>

事務連絡

(参考)厚生労働省HP 出典周知チラシ

(参考)厚生労働省健康局長通知健発0222第1号

問合せ先

たばこ対策グループ 問ヶ部

電話 045-210-5025

各 位

健康増進課

「健康増進法の一部を改正する法律」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部改正」の一部施行（2019年7月1日施行）の取り扱いについて

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。平成30年7月25日公布）の一部施行により、2019年7月1日から学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関庁舎などで敷地内禁煙となります。これに合わせ「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を一部改正しました。（平成31年3月22日条例第28号）

【一部改正した条例の概要（2019年7月1日施行）】

- 公共的空間を有する施設を第1種施設と第2種施設に区分しています。
- 第1種施設のうち学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関庁舎などの施設は、改正法の対象として「敷地内禁煙」となります。それ以外の第1種施設は、「禁煙」、第2種施設は、「禁煙又は分煙」の措置を講じてください。
- 屋内の喫煙所は、「敷地内禁煙」の施設を除いた施設で設置が可能です。
- 「敷地内禁煙」の施設においては、屋内の喫煙所の設置は禁止されますが、屋外の喫煙場所（健康増進法で定めた要件を満たす特定屋外喫煙場所 ※1）の設置は可能です。

【規制対象施設】

条例区分	必要な措置	施設例	根拠法令
第1種施設	敷地内禁煙	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る）など 病院、診療所、助産所、薬局、介護医療院、介護老人保健施設あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師施術所 など 保育所、児童福祉施設、児童厚生施設 など 行政機関の庁舎	健康増進法第25条の4第4号に規定する 特定施設 ※2
	禁煙	【上記以外の条例第1種施設】 劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関、図書館、社会福祉施設、遊園地、動物園 など	条例別表第1
第2種施設	禁煙又は分煙を選択	飲食店、宿泊施設、ホテル、ゲームセンター、カラオケ店などの娯楽施設、その他のサービス店舗（クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所等）など	条例別表第2

※1 詳細は、「平成31年2月22日付け健発0222第1号厚生労働省健康局長通知」P6参照。

※2 2020年4月1日全面施行時の改正法第28条第5号に規定する第一種施設と同じ。  
施設内の「住居」や「職員寮の個室」等プライベートな居住場所は、規制の適用除外。  
病院や介護医療院、介護老人保健施設などの治療を目的とした個室は規制の対象。

【罰則について】

- 施設管理者などに対して、健康増進法や条例に基づき必要な措置について義務が課されています。これに違反すると、健康増進法や条例に基づく指導や勧告などの対象になります。また、指導や勧告などしても必要な措置を講じない場合は、過料処分の対象になります。

【罰則の例】

施設	対象者	主な義務の内容	過料額	根拠
敷地内禁煙の施設	すべての人	喫煙禁止場所では喫煙禁止 〔法第25条の5第1項〕	30万円以下	健康増進法 〔第40条、第41条〕
	施設管理権原者等※2	喫煙禁止場所では喫煙器具等を撤去 〔法第25条の6第1項〕	50万円以下	
		条例で定める禁煙表示を施設入口に掲示 〔条例第15条第1項〕	5万円以下	条例 〔第24条第1項第2号〕
上記以外の施設	すべての人	喫煙禁止区域では喫煙禁止 〔条例第8条〕	2万円以下	条例 〔第24条〕
	施設管理者	条例で定める必要な措置 〔条例第9条、第11条、第12条、第13条第1項、第15条第1項〕	5万円以下	

※2 施設管理権原者等：健康増進法は、施設の「管理権原者」及び「管理者」。「施設管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば施設の整備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいう。「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいう。条例は「施設管理者」。

【詳しくはつぎのホームページ等でもご案内しておりますのでご覧ください。】

- 「条例の一部改正（2019年7月1日施行）について」  
「県HP」→「かながわのたばこ対策」→「条例の一部改正（2019年7月1日施行）」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f6955/>
- 「改正健康増進法について」  
「厚生労働省」→「なくそう！望まない受動喫煙」webサイト  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>
- 「健康増進法の一部を改正する法律の概要や法令・通知」  
「厚生労働省」→「受動喫煙対策」サイト  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 「厚生労働省の健康増進法の受動喫煙対策に係るコールセンター」  
電話番号 03-5539-0303（受付時間9：30～18：15（土日・祝日は除く））

問合せ先  
たばこ対策グループ問合せ部  
電話 045-210-5025

